○国立大学法人秋田大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

（平成 16 年 5 月 28 日規則第 142 号）

（目的）

第１条　この規程は，国立大学法人秋田大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 36 条の規定に基づき，国立大学法人秋田大学（以下「大学」という。）におけるハラスメントを防止するとともに，ハラスメントに係る苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）の体制等を整備することにより，ハラスメントのない快適なキャンパス環境を確立し，よって職員（大学に勤務する職員をいう。以下同じ。）の就業上，学生（学生，研究生及び科目等履修生等，大学において修学する者をいう。以下同じ。）の修学上，求職者等（採用応募者，インターンシップ生，教育実習生，看護学実習生その他の実習生をいう。以下同じ。）の採用上及び関係者（学生の保護者，関係業者及び患者等，大学の職員の就業上又は学生の修学上の関係を有する者をいう。以下同じ）の契約上の公正の確保及び利益の保護，並びに職務能率の発揮及び勉学意欲の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において，「ハラスメント」とは，次の各号に掲げる行為をいう。

⑴ セクシュアルハラスメント　職員が相手の意に反する性的な言動を行うことにより，他の職員，学生，求職者等及び関係者に不快感や不利益を与えたり，教育・研究環境や職場環境を悪化させることをいう。

⑵ 性暴力等

ア　他の者に刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 177 条第１項に規定する性交等をすること又はさせること（他の者から暴行又は脅迫を受けて当該者に性交等をした場合及び相手の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

イ　他の者にわいせつな行為をすること又はさせること（アに掲げるものを除く。）。

ウ　次に掲げる行為であって，他の者を著しく羞恥させ，若しくは不安を覚えさせるようなものをすること又は他の者にさせること。

ⅰ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ⅱ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し，又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け，若しくは設置すること。

⑶ アカデミックハラスメント　職員が自らの優位な地位や権限を利用して，不適切で不当な言動を行うことにより，他の職員及び学生に対して教育・研究活動又は就業・修学に不利益を与えることをいう。

⑷ パワーハラスメント　職務上優越的な地位にある職員が，その地位や権限を利用した業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を行うことにより，他の職員，学生，求職者等及び関係者の就業・修学等の環境を害することをいう。

⑸ 妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメント　職員が他の職員の妊娠・出産等に関する状態又は育児・介護休業等の制度の利用等について，言動により職場環境を悪化させ就業上の不利益を与えることをいう。

⑹就活ハラスメント　学内外の採用選考，インターンシップ，就職支援活動等（以下「選考等」という。）の過程において，応募者に対して，不適切な言動又は取扱いにより，当該者に精神的苦痛や不利益を与えることをいう。

⑺カスタマーハラスメント　職員の業務に関し，顧客，利用者その他の大学の事業に関係を有する者（以下「顧客等」という。）による言動であって，当該業務の性質等に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより，職員の就業環境を害することをいう。なお，電話やＳＮＳ等のインターネット上において行われるものを含む。

なお，カスタマーハラスメントの具体的行為例及び対応については別途「カスタマーハラスメント対応ガイドライン」に定める。主な例として暴言・侮辱・脅迫・身体的攻撃・長時間拘束・不当要求・SNS での晒し・性的・差別的言動等を含む。

⑻ その他のハラスメント　職員が前各号に準ずる不適切な言動を行うことにより，他の職員，学生及び関係者の就業・修学等の環境を害することをいう。

２　この規程において，「ハラスメントに起因する問題」とは，ハラスメントのため職員の就業上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員，学生，求職者等又は関係者が就業，修学，求職活動等における不利益を受けることをいう。

３　この規程において，「部局」とは，手形地区各課等，未来研究統括機構，地域共創機構，未来人材共創機構，高度教育研究支援人材本部，情報統括センター，電動化システム共同研究センター，評価・ＩＲセンター，附属図書館，保健管理センター，国際資源学研究科，教育文化学部（教育学研究科を含む。），医学系研究科・医学部，医学部附属病院，理工学研究科，情報データ科学部及び先進ヘルスケア工学院をいう。

４　この規程において，「部局長」とは，手形地区各課等にあっては人事担当理事をいい，その他の部局にあっては前項の部局の長をいう。

（学長及び部局長の責務）

第３条　学長は，ハラスメントの防止等について，総括する。

２　部局長は，当該部局における職員及び学生に対する日常の監督及び指導等によりハラスメントの防止等に努めるとともに，相談員から苦情相談報告書の提出があった場合には，第７条に定める部局ハラスメント対応担当者と協力し，ハラスメントに起因する問題に迅速かつ適切に対応するものとし，対応後は速やかに対応内容についてハラスメント対策室へ報告するものとする。

３　学長は，カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し，職員を保護する旨の方針を明確にし，これを周知しなければならない。

（監督者等の責務）

第４条　職員を監督し，又は学生を指導する立場にある者（以下「監督者等」という。）は，次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに，ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

⑴ 日常の執務又は教育を通じた指導等により，ハラスメントに関し，職員及び学生の注意を喚起し，ハラスメントに関する認識を深めさせること。

⑵ 職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより，ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が大学に生じることがないよう配慮すること。

（職員の責務）

第５条　職員は，ハラスメントを行ってはならない。

（人権倫理委員会）

第６条　大学に，ハラスメントの防止等及び人権倫理に関し必要な事項を審議するため，人権倫理委員会を置く。

２　人権倫理委員会について必要な事項は，別に定める国立大学法人秋田大学人権倫理委員会規程（以下「人権倫理委員会規程」という。）による。

（部局等における部局ハラスメント対応担当者）

第７条　部局長は当該部局のハラスメントに関する案件に対応するため，次の各号に掲げる部局ハラスメント対応担当者を推薦し，学長が委嘱する。この場合において，ハラスメント対応担当者の構成は性別を考慮するものとする。

⑴ 国際資源学研究科長，教育文化学部長，医学系研究科長，附属病院長及び理工学研究科長，並びに情報データ科学部長が推薦する当該部局等の教員　各２名

⑵ 人事担当理事が推薦する教員以外の職員　２名

⑶ その他人権倫理委員会委員長が必要と認めた者

２　部局ハラスメント対応担当者は，部局長と対応を検討し，検討内容に沿って対応を行い，対応後は，部局長及びハラスメント対策室へ報告を行う。

（相談員）

第８条　職員及び学生からの苦情相談に当たるため，人権倫理委員会の下に相談員を置く。

２　相談員は，次の各号に掲げる者とし，学長が委嘱する。この場合において，相談員の構成は性別を考慮するものとする。

⑴ 国際資源学研究科長が推薦する当該研究科の教員　２名

⑵ 教育文化学部長，医学系研究科長及び附属病院長，並びに理工学研究科長が推薦する当該部局等の教員　各５名

⑶ 人事担当理事が推薦する教員以外の職員　若干名

⑷ その他人権倫理委員会委員長が必要と認めた者

３　相談員の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。

４　前項の相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
５　相談員は，苦情相談に当たったときは，その内容について，相談者の所属する部局長に報告するものとする。ただし，苦情の相手方が部局長又は部局ハラスメント対応担当者の場合はハラスメント対策室に報告するものとする。
６　人権倫理委員会は，相談員の氏名，連絡用電話等及び苦情相談を受ける日時及び場所について，掲示板に公示するなどにより，職員及び学生に明示するものとする。

（調停委員会の設置等）
第９条　人権倫理委員会規程第５条に定める者（以下「人権倫理委員会委員長」という。以下同じ。）は，前条第５項の規定により相談員からなお紛争の当事者双方の話し合いによる解決（以下「調停」という。）が必要あるとの報告があったときは，人権倫理委員会の議を経て，相談員の中から３名の者を選出し，調停委員会を設置するよう学長に要請する。
２　学長は，前項の要請に基づき，３名の調停委員を指名し，調停委員会を設置する。
３　調停委員会に委員長を置き，委員の互選により選出する。
４　委員長は，調停委員会の責任者となって調停の進行を統括する。

（ハラスメント調査委員会）
第 10 条　人権倫理委員会委員長は，職員によるハラスメントに起因する問題が生じた場合（教育文化学部附属学校の児童・生徒等に係るハラスメントに起因する問題を除く。）は，その事実関係について調査するため，原則として事案ごとにハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くものとする。
２　調査委員会を設置する場合には，人権倫理委員会委員長は事前に学長に報告し，設置後速やかに人権倫理委員会及び相談員に報告するものとする。
３　調査委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。
⑴ 人権倫理委員会委員のうちから，人権倫理委員会委員長が指名する者　若干名
⑵ 相談員のうちから，人権倫理委員会委員長が指名する者　若干名
４　前項の委員は，原則として当事者とされる者の属する部局以外の部局に所属する者のうちから選出するものとし，性別を考慮するものとする。
５　調査委員会に委員長を置き，人権倫理委員会委員長が指名する。
６　職員は，調査委員会の行う調査に協力しなければならない。
７　調査委員会は，調査が終了した場合には，速やかに人権倫理委員会に調査の経過及び結果を報告するものとする。

（プライバシー等の保護）
第 11 条　人権倫理委員会委員及び相談員は，ハラスメントに起因する問題が生じた場合における調査等及び苦情相談への対応に当たっては，関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに，知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（調査後の措置）

第 12 条　ハラスメントに起因する問題について，その事実があり，被害者の救済，加害者に対する措置，キャンパス環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は，学長は，必要な措置を講じるとともに，その対応に当たっては当事者及びその他の関係者が不当な取り扱いを受けることのないよう配慮しなければならない。

（附属学校の対応）

第 13 条　この規程に定めるもののほか，教育文化学部附属学校の児童・生徒等に係るハラスメントの防止等に関する必要な事項は，教育文化学部長が別に定める。

（補則）

第 14 条　この規程に定めるもののほか，ハラスメントの防止等に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成 16 年５月 28 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 17 年３月９日から施行する。

附　則

この規程は，平成 18 年３月８日から施行する。

附　則

この規程は，平成 19 年 11 月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 21 年５月 13 日から施行し，平成 21 年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 22 年５月 21 日から施行し，平成 22 年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年３月 29 日一部改正）

この規程は，平成 25 年４月１日から施行する。

附　則(平成 26 年３月 10 日一部改正)

この規程は，平成 26 年４月１日から施行する。

附　則(平成 26 年５月 14 日一部改正)

１　この規程は，平成 26 年５月 28 日から施行する。

２　この規程の施行日に委嘱された相談員の任期については，第７条第３項の規定にかかわらず，平成 28 年３月 31 日までとする。

附　則(平成 27 年３月 30 日一部改正)

この規程は，平成 27 年４月１日から施行する。

附　則(平成 28 年３月９日一部改正)

この規程は，平成 28 年４月１日から施行する。

附　則(平成 29 年 3 月 24 日一部改正)

この規程は，平成 29 年４月１日から施行する。

附　則(平成 29 年 12 月 26 日一部改正)

この規程は，平成 30 年１月１日から施行する。

附　則(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)

この規程は，平成 30 年４月１日から施行する。

附　則(平成 30 年 11 月 21 日一部改正)

この規程は，平成 31 年４月１日から施行する。

附　則(令和元年 11 月 26 日一部改正)

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和２年５月 14 日一部改正)

この規程は，令和２年５月 14 日から施行する。

附　則(令和３年３月 31 日一部改正)

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則(令和４年３月 31 日一部改正)

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則(令和５年３月 13 日一部改正)

この規程は，令和５年３月 13 日から施行する。

附　則（令和５年 10 月 27 日一部改正）

この規程は，令和５年 11 月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 11 日一部改正）

この規程は，令和６年３月 11 日から施行する。

附　則（令和６年６月 11 日一部改正）

この規程は，令和６年７月１日から施行する。

附　則（令和７年４月 16 日一部改正）

この規程は，令和７年４月 16 日から施行する。

附　則（令和８年９月 11 日一部改正）

この規程は，令和８年 10 月１日から施行する。